



サーフィン賠償責任保険

保険始期日

年会費を入金された翌日（翌年度より正会員に新規入会される方は、翌年度の1月1日）

補償内容

サーフィン中の偶然な事故により**他人をケガさせたり、他人の物を壊したり**したことから法律上の損害賠償を負担した場合、1事故につき3000万円を限度として損害賠償金をお支払いします。

支払限度額 3000万円（対人賠償と対物賠償の区別はありません）

【2020年3月31日午前0時以降以下保険内容が変更となりました。】

- ・スポーツ特別約款付帯賠償責任保名称が団体総合生活補償保険個賠型になりました。
- ・1事故につき 自己負担額 30,000円でしたが自己負担額が0円になりました。
- ・保険会社は示談交渉が対象となります。

連絡方法

万が一、サーフィン中に事故を起こしてしまった場合には、事故状況を[サーフィン事故連絡票](#)  によりNSAに報告して下さい。

報告を受けたのち、保険代理店担当者から直接ご連絡させていただきます。